

公の施設の指定管理者の指定の件（時計台）

令和 4 年（2022 年）11 月 29 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称
札幌市時計台
- 2 公の施設の位置
札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
- 3 指定管理者
札幌市中央区南 1 条西 4 丁目 20 番地
エムエムエスマンションマネジメントサービス株式会社
代表取締役社長 堂守 貴志
- 4 指定期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(理 由)

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、時計台の指定管理者を指定するため、本案を提出する。